

# 香港における働く母親と外国人家事労働者の関係

——家庭への影響という視点から——

合 田 美 穂

## Working Mothers and Foreign Domestic Helpers in Hong Kong

GODA Miho

**Abstract** : Most Hong Kong women, single or married, are working. If mothers want to work, they usually hire foreign helpers to help. Foreign domestic helpers are important to Hong Kong families, but there are pros and cons in hiring them. If the family does not handle this properly, the relationship between parents and children and the growth of the children will be badly affected. All family members and the foreign domestic helper must know their role in the family.

**要約** : 多くの香港の女性は、未婚でも既婚でも社会進出をしている。子育て中の女性の社会進出を可能にしているのは、外国人家事労働者の存在である。外国人家事労働者は、香港の家庭では重要な存在となっている。しかし、外国人家事労働者の雇用には、メリットだけではなく、デメリットもある。家庭が、家事労働者の雇用の仕方を間違えると、親子関係および子どもの成長にもマイナスの影響をもたらすことになる。家庭を構成するメンバーが、家庭内での立ち位置をきちんと見定めることが、現在、香港の家庭における重要な課題となっている。

### 1. はじめに

多くの香港の女性は、未婚でも既婚でも社会進出をしている。子育て中の女性の社会進出を可能にしているのは、外国人家事労働者の存在である。外国人家事労働者は、香港の家庭では重要な存在となっている。しかし、外国人家事労働者の雇用には、メリットだけではなく、デメリットもある。本研究では、以下の2点に着目をして、香港における働く女性と外国人家事労働者の関係についての考察を行なった。まずは、香港の働く女性の現状についての考察である。次に、実際に家事労働者を雇用している共働き家庭への聞き取りである。特に、子どもがいる母親を中心にして、家事労働者の雇用理由や雇用状況についての聞き取りを行ない、家事労働者を雇用することについての家庭への影響ならびに家事労働者の雇用の背景にある問題につ

いての考察を行なった。それらの考察を通して、家事労働者を雇用することによるマイナスの影響を避けるための提言、および今後の課題を行なうことを試みた<sup>1)</sup>。

### 2. 就労する女性に有利な香港社会

香港は、男女平等社会であると言われている。大学生と接する機会が多い筆者は、就職活動をしている女子学生から話を聞くことも多く、彼女たちは、「就職活動で女性だから差別を受けたり、性別で職が制限されたりするのを感じたことはないです」、「女性だからといって引け目を感じたことがないです」と話す。「香港では、雇用の際に、性別を明記したり、性別によって区別したりすることは法律違反になっているのです。この例だけとってみても、香港は素晴らしいと思います。私は男子と対等に就職活動しています」と

誇らしげに語る女子学生もいた。こういう話はよく耳にする話であり、こういった香港人女性の自信と、高い就職率および高学歴は、無関係であるとはいえない。

香港は、働く女性の社会であるといえる。香港政府の資料によると、近年、経済状況が下り坂であるにもかかわらず、香港の労働人口における女性の人数および比率には、明らかな上昇傾向が見られる。女性労働者の人口は、1999～2009 年にかけての 10 年間で、1,362,500 人から 1,736,300 人に増加した。毎年平均して 2.5% の増加率となっており、労働人口全体の増加率と比較すると 1.1% 倍である。同期間における女性の労働参加率<sup>2)</sup>は、49.2% から 53.5% へ上昇した。政府統計局の予測では、この情勢が続いて、2026 年には 55.4% に上昇することが見込まれている。そして、2023 年には男性労働人口を超えると見込まれている<sup>3)</sup>。

労働女性の教育水準も高くなってきており、労働女性の大学卒業程度の比率は、1999 年では 25% だったのが、2009 年には 32% となっている<sup>4)</sup>。また、2009 年現在の専門職および管理職における女性の割合は約 4 割である。

### 3. 外国人家事労働者に依頼する香港社会

香港では、外国人家事労働者を多く受け入れている地域である。インドネシア人およびフィリピン人の家事労働者を合計しただけでも、30 万人を超えている。家事労働者を雇用できる家庭は、富裕層や中産階級だけではなく、一般家庭でも雇用が可能となっている。日本では、結婚前はフルタイムで働く女性が多いが、結婚後は、出産や子育てのために、数年間、就労から離れて、子どもが学齢期になってから、パートなどを始める人が多い。よって、女性の年齢別就業率は、いわゆる M 字グラフを形成していると言われている。香港の場合は、多くの女性は、結婚前も結婚後も、フルタイムの仕事に就き、家事や育児を家事労働者に依頼している。

香港政府の統計によると、香港における約 700 万人の全人口のうち、外国人人口は 8% を占めている。その中でも、最も多いのがインドネシア人の 156,319 人で、次にフィリピン人の 144,463 人、そして、タイ人の 28,067 人が続く<sup>5)</sup>。この外国人の 3 大グループの中で大半を占めているのが、家事労働者として、主に住み込みで就労する女性である。外国人家事労働者の法

定最低賃金は 3,920 香港ドル (日本円で約 4 万円) で、食費や寝室などは別途支給となっているものの、香港のフルタイムの女性の月給は 1 万ドル～4 万ドルの間 (日本円で約 11 万～44 万円の間) であるため、家事労働者を雇っても、収入の方が上回るのである<sup>6)</sup>。

上述の女子学生の声にもあったが、香港は、学歴や業績を評価することを重視し、性別を問わない社会である。労働内容に基づいて、同じポジションであれば、男女ともに給与も同額である。これは、女性の労働を促進するものであるといえる。香港の一般的な家庭の場合、両親と子どもがおり、時には祖父母も含まれている。両親がフルタイムで共働きをすることによって、子供や高齢者の世話は、家事労働者にゆだねられることになる。外国人家事労働者は、多くの香港人家庭において、不可欠な存在となっているのである。

### 4. 家事労働者の雇用による家族の役割の変化

「男は外、女は内」という伝統的な考え方は、香港では既に過去のものとなり、両者の役割にも大差がなくなってきた。両親は、フルタイムで共働きをしているために、外国人家事労働者が、家での仕事を一般的に行なうようになった。多くの子どもたちは、自分の親よりも、家事労働者に懐くようになっていく。過度な家事労働者への依頼は、子どもの独立性を阻害し、親子関係にも影響をもたらす。多くの香港人の親たちは、このことの深刻性に気づいていないようである。ギフト教育ならびに特別支援教育に詳しい辛玉清氏 (香港療育及び教育センターの特殊幼児インストラクター) は、「親の共働きによって、家事や育児の役割の一部を、家事労働者が担うようになり、かつての専業主婦のように、母親が全面的にそれらに関わらなくなったことに対して、昨今の父親たちはあまり違和感を持っていない」と話す<sup>7)</sup>。そういう考えが出現した理由には、女性の地位が高くなり、男女平等の考えが強まっていることや、共働きによる家庭の収入が増えたことがあげられる。しかしながら、万事がうまくいくわけもなく、一歩間違えると、親と家事労働者の立場が逆転してしまい、悪い結果をもたらすことになってしまう。

外国人家事労働者を雇用することによるデメリットも出現している。例えば、家事労働者による幼児虐待がニュースになることは珍しくはなく、家事労働者を頼りすぎて、簡単なことさえもできない香港人の子どもの数も増えてきている。彼らは、「お手伝いさんなら、

文句を言わずに聞いてくれる」と、小さなことでも過剰に家事労働者に依頼してしまっているのである。香港と同様に、シンガポールも外国人労働者を多く受け入れている国家であるが、2001年にシンガポールで上映された映画<sup>9)</sup>には、家事労働者に関する問題が反映されている場面があった。両親が会社経営に熱心なあまり、子どもの声にもあまり耳を傾けず、子どもの身の周りの世話全般を外国人家事労働者に依頼している家庭があった。中学生の姉は、親から尊重されていないことをさびしく感じ、不良グループに入って、警察に補導されてしまう。小学生の弟は、身代金目的の誘拐事件に人質として巻き込まれてしまうのだが、普段からお手伝いさんに何でもやってもらっているその小学生は、誘拐された際に、自分が身の回りのことが全然できないことに気づき、愕然としてしまう。パンにジャムを塗ることも、熱湯を注ぐだけでできるインスタント飲料を作ることもできず、「こんなことなら、お手伝いさんごと誘拐すればよかった」と誘拐犯を困らせることとなった。こういった例は、映画の中の話だけではなく、実際にありえる話なのである。

## 5. 家事労働者を雇用している 共働きの家庭の事例

今回、筆者が聞き取りを実施した家事労働者を雇用している大部分の親たちは、しつけの部分については非常に重要と考えており、子どものしつけに関しては自らが責任を持ち、家事労働者に家事を中心に任せている人が多かった。そのほか、要件を満たす家事労働者を雇用するためには出費を惜しまないという人が数名いた。また、優秀な家事労働者なら全面的に子どものしつけを任せてもいいと考えている人、家事労働者雇用の際にトラブルに遭遇し、制度自体に警笛を鳴らす人もいた。以下に、それぞれのケースを紹介したい。

(1) Aさん（元会社員、現在は教師、パート）<sup>9)</sup>：親子関係を最も重視、家事労働者とはコミュニケーションをよくとり信頼関係を構築

Aさんは、以前会社員をしていた際に妊娠したことをきっかけに、家事労働者の雇用を考えるようになった時に、ちょうど、知人から家事労働者を紹介された。他の家事労働者を比較して吟味したりすることもなく、その家事労働者を雇用した理由は、以下のとおりである。前雇用主である知人から、人物的に問題が

無いとお墨付きをもらったこと（前雇用者は、多くの人との面接を繰り返し、結果的にこの家事労働者を選んだということも理由であった）、次に、この家事労働者は、雇用主のスケジュールを守り、その通りにきちんと仕事をこなせていたということ、そして、前雇用主の2人の乳幼児の世話も、問題なくこなせていたということであった。Aさんは、自身が子育てで経験がないことや、出産後も職場復帰を考えていたことで、「どんなに家事や料理ができて、子どもの世話を慣れていない人ではダメ」だということを、家事労働者雇用の絶対条件としていたために、特に、子どもの世話を慣れている人であることが決め手となって、この家事労働者を雇用することにしたという。

「どんなに家事や料理ができて、子どもの世話を慣れていない人ではダメ」だと強く考えたAさんではあったが、仕事に復帰しても、子育てを家事労働者に任せきりにすることはなかったという。なぜなら、仕事の時は、やむを得ず子どもの世話全般を家事労働者に任せなければならないが、「親子関係が重要」という考えが、常に念頭にあったため、子どもにとっての親と家事労働者の存在があいまいにならないように、線引きはしっかりと、時間がある限り、できるだけ子どもと一緒に過ごし、子どもにかかわるようにしていたという。家を空ける時間が多かったからこそ、家にいる時間は、子どもと積極的にかかわることを意識したという。

その家事労働者を雇用してから、既に11年が経過しているが、これだけ長い間、同じ家事労働者を雇用し続けることができた理由には、上述のいくつかの理由だけではなく、「コミュニケーションをよくとり、互いに信頼関係を築いていたから」ということが大きいという。Aさんは、常に、家事労働者とは、誤解のないように、確認をしあったり、報告をしあったりするようにつとめてきたとのことであった。家事労働者が、失敗をして、それに対して厳しく叱責をすれば、今後、家事労働者は萎縮して失敗を報告しなくなるかもしれない。その失敗が、子どもが絡んでいることだと、なおさら報告してもらわなくては困るので、どんな失敗であろうと、すべて報告してもらい、厳しい叱責はせずに、情報を共有することにつとめるようにしていたという。

家事労働者との間に、このようなコミュニケーションのとり方と、信頼関係があったからこそ、現在では、親が、やむを得ず香港を数日間、離れることになった場合でも、2人の小学生の子どもとお手伝いさん

だけを香港に残すことも可能になっているという。最近も 2 回、このような機会があったが、雇用主と家事労働者との信頼関係ができていたこと、子どもも親との絆が強いことから、親が何日間も連続で家を空けても、大きな問題にならなかったと、A さんは話した。

(2) B さん (会社員, フルタイム)<sup>10)</sup>: 過度の依頼を防ぐためにヘルプ要員を別に確保

B さんは、子どもの出産と同時に家事労働者を雇用することになった。産後、フルタイムの仕事に復帰したが、乳幼児の食事、着替え、排泄の世話などは重要であると考えており、できるだけ自分で下準備をしてから、仕事内容を箇条書きにして、自分の指示通りに家事労働者に対応させたという。現在は、未就学児である子どもが過度に家事労働者に頼ることを防ぐために、以前と同様に、子どもが最低限自分でしなければならないことのリストを作り、それについて、家事労働者にも助け舟を出さないように徹底してもらっているという。

B さんによると、「家事労働者は完璧ではない」、「頼れない日が突然来るかもしれない」ということを、常に念頭に置く必要があると話す。家事労働者は、保育士などの資格を所持しているわけではなく、育児のプロというわけではない。人間なので失敗もあり、また、いくら雇用主が下準備をしたり、リストを作ったりしても、監視の目が行き届いていない場面では、それが遵守されているかわからないため、時には、監視やチェックをしてくれる人が必要だと感じているという。また、家事労働者の急病や怪我、あるいは、緊急事態が起こった際に、手伝ってくれることが可能な人を確保しておく必要もあると考えている。B さんは、仕事が多忙な時は頻繁に家に電話をかけたり一時帰宅したりすることなどができない日も多く、ましてや、緊急事態に合わせて帰宅して対応することが困難なために、子どもの祖母や親しい知人などに、時には見守りを依頼したり、緊急事態や人手が必要な際に、いつでも家に向いて手伝ってもらえるように、準備態勢を整えているとのことであった。

(3) C さん (事務, パート)<sup>11)</sup>: 親と家事労働者の線引きを明確にする

C さんは、子どもが既に就学しているので、さほど子どもへの手がかからないために、家事労働者には、育児よりも、家事をメインに依頼している。仕事の規則、家の中での規則を決めておき、家事労働者に遵守

させているという。一方で、子どものチェックリスト (宿題をすること、次の日の持ち物を準備することなど) を決めて、親の不在時に、子どもに守らせ、それを子どもが守っているかどうかを、家事労働者にチェックさせているということであった。このように、基本的には、すべて親が決めたことに、家事労働者と子どもが従うというルールにしているとのことであった。

C さんは、「親と家事労働者との線引きを明確にするべき」と考えており、家族の外出に際しては (BBQ での手伝いや買い物の荷物持ちなどを、家事労働者に依頼をする場合などを除いて)、家事労働者と家族と一緒に外出することは、あえてしていないという。家事労働者と一緒にいる機会が増えてしまえば、子どもが依頼する機会も増えることになってしまい、子どもが依頼体質になってしまう可能性も出てくることを念頭においてのことであるという。また、親と子どもの関係を重視して、あえて、このように家事労働者とともにする時間を作らずに、線を引いているとのことでもあった。

(4) D さん (事務など, パート)<sup>12)</sup>: 主権は親であることを理解させ徹底する

D さんは、いくつかのパートタイムの仕事を持ちする多忙な生活を送っているために、2 人の子どもの子育てについては、多くの部分で家事労働者に頼らざるを得ない状況にあるという。そのために、子どもがいる家庭での仕事の経験があり、子どもに慣れている家事労働者を特別に選んで雇用している。

仕事で家を空ける時間が多く、子どもを任せる時間も多くなるために、家庭での家事労働者の影響力が大きくなりすぎることを防ぐために、雇用の際には、子育て経験だけではなく、家事労働者の年齢にもこだわったという。年上だと指示や依頼をしにくいために、あえて年下を選んでいるという。家事労働者には、「裁量権は絶対に親」というスタンスを理解してもらうことにつとめ、指示に従ってもらうことを徹底しているという。親の主権を明確にすることによって、親が不在がちであっても、家事労働者に、家や子どもをコントロールされることなく、バランスを保つことができているとのことであった。

(5) E さん (教師, パート)<sup>13)</sup>: 子どもに対する教育としつけを最優先に考えて対応

E さんは、出産後、家事労働者を雇用しており、こ

れまで数名の家事労働者を雇用してきた。エージェン  
トなどを介して、人材を探すことがほとんどであった  
が、過去に、学歴や語学力などの高さを理由に、安易  
に採用を決めてしまって失敗した経験から、何度も面  
接やトライアルを実施して、多くの候補者の中から、  
自分の家のやり方に合う人を選ぶ努力をしたという。  
その中でも、最も重視していたのが、「子どもに対する  
教育としつけ」であった。高い学歴や英語力がある  
人であっても、子どもに対する扱いに満足がいかなけ  
れば、トライアルの段階で却下し、子ども好きで、し  
っかりと子どもをみてくれる人を優先して探したとい  
う。

そのように、子育ておよびしつけを任せられるよう  
な家事労働者を特に選びながらも、Eさんは、夕方帰  
宅後は、子供の勉強を必ず横についてみるようにして  
いるという。「最優先事項は子どもに対する教育とし  
つけ」であり、これこそ他人任せにできない部分であ  
るからである。知り合いには、せっかく育児経験が豊  
富なお手伝いさんを雇ったんだから、もっと任せても  
いいのではないかとってくる人もいるそうである  
が、子どもの教育を重視しているからこそ、他人任せ  
には絶対できないという。

家事労働者には、家事も含めて多くのことを依頼す  
ることが多いため、将来、子どもに依頼癖がついた  
り、人を見下す癖がついたりすることになってしまう  
のではないかと思います、家事労働者に対しては命口調  
を避け、また、雇用主の家族と同じテーブルで食事を  
させるようにするなど、できるだけ家事労働者を尊重  
する態度で接しているという<sup>14)</sup>。Eさんは、その食事  
形態については、家事労働者への尊重ということを通  
して、子どもにも人を尊重する、人を見下さない価値  
観を養わせることを学ばせたいと考えている。「結局  
は、子どもの教育としつけが最優先なので」と、Eさ  
んは繰り返し強調していた。

親と家事労働者の存在があいまいにならないよう  
に、そして、親子関係を重視するという意味で、「家事  
労働者との線引きを明確にする」ということを徹底  
しているCさんやDさんのような事例もあれば、そ  
の一方で、相手を尊重することを子どもに学ばせるた  
めに、あえて家事労働者と食卓をともにするというE  
さんの事例が対照的なのが興味深い。Eさんの場合  
は、「教育としつけは親がする」という部分では明確  
に線を引いており、3人ともに、「親が担うべき部分」  
をはっきりとさせていることは共通している。

また、家事労働者に支払うべき法定最低賃金（月  
額）は3,920香港ドルであるが、子どものしつけと教  
育のために、子どもの世話の経験が豊富で優秀な人材  
を雇用するためには、出費はいとわないという人が3  
名いた。

(6) Fさん（教師、パート）<sup>15)</sup>：要件を満たす人材の  
雇用のために出費をいとわない

Fさんは、パートタイムであるものの、いくつかの  
機関で、仕事を兼任しているために、ある程度、家事  
労働者にしつけの部分も依頼せざるを得ない状況にあ  
る。そのために、あえて、教育経験がある家事労働  
者、子育て経験が豊富な家事労働者を選んで雇用して  
いたが、そういった条件の家事労働者は、現在、売り  
手市場であるともいえ、要求される月給も一般的なも  
のよりは高額となっているという。

Fさんはこれまで、数名の家事労働者を雇用してき  
たが、自分の希望に沿った家事労働者はみな、法定賃  
金よりも千ドル～二千ドル（日本円で1万円あまり～  
2万円あまり）高い賃金を要求してきたという。毎  
回、「子どものためには、彼女たちのような優秀なお  
手伝いさんは不可欠だから、ケチってはいけない」と  
思い、すべて要求どおりの金額を受け入れている。

(7) Gさん（フリーランス）<sup>16)</sup>：要件を満たす人材の  
雇用のために出費をいとわない

フリーランスのGさんは、必要に応じて、子ども  
のしつけの部分も任せられる優秀なお手伝いさんを雇  
うのもかまわないという考え方である。以前、仕事が  
多忙でなかった時は、通いのパートタイムの家事労働  
者に、家事だけをやってもらうために来てもらってお  
り、その時期は、Gさん自身が、子どもの教育およ  
びしつけ全般を行っていた。

その後、仕事量が増えてきて、以前のように子育て  
に時間を割くことができなくなってきたために、住み  
込みのフルタイムの家事労働者を雇用することになっ  
た。Gさんは、これまで自分自身が担ってきた子ども  
の教育としつけの質は、絶対に落としたいと強く考  
え、時間をかけて、自分と同じように子どもに熱心  
に向き合ってくれる家事労働者を、十数名の候補者  
の中から選んだ。しかし、自分が希望する要件（子ど  
もに慣れている、学歴が高く家庭教師の経験もある、  
家事労働者の経験自体が長いなど）を兼ね備えた上  
で、更に相性もよさそうな家事労働者が、Gさんに  
希望してきた月給は、法定賃金よりも2千ドルほど

(日本円で 2 万円あまり) 高い賃金であった。G さんは、最終的にはその要求を受け入れ、その家事労働者を雇用することとなったという。

(8) H さん (美容師, フルタイム)<sup>17)</sup>: 要件を満たす人材の雇用のために出費をいとわない

H さんは、著名美容院の美容師である。仕事柄、帰宅時間は遅く、子どもが寝る時間に帰宅できないことも多い。そのために、しつけや教育を含めた子どもの世話全般を遅い時間までやってくれる家事労働者の雇用を希望していた。このような家事労働者は売り手市場であるために、容易には見つからないのである。H さんは思い切って、最初から、法定賃金の倍の 8 千ドル (約 9 万円) を提示して、めばしい候補者に打診をしたという。

現在は、その賃金を条件に、遅い時間まで子どもの世話をしてくれる家事労働者が働いてくれているが、仕事の時間が長時間に及ぶこともあって、家事労働者への負担も考慮して、親類や知人などに、時には手助けを依頼しているという。H さんは、家事労働者だけに依頼することのリスクは非常に高いと感じている。自分のように、仕事が長時間に及んだり、深夜まで帰宅できない日がある場合は、家事労働者の負担が大きくなるため、必要に応じて手伝ってくれる人材を常に確保しておくことは必須であると、H さんは強調している。

特に、F さん、G さん、H さんのように、雇用主の要件にかなう家事労働者を雇用するためなら出費をいとわない、そして、そういった優秀な家事労働者には、子どもの教育やしつけを全面的に任せることもかまわないといった考えの人も、徐々に増えてきていると筆者は実感している。このように、「しつけは親がすべきもの」という伝統的な価値観が薄らいできていることも事実だ<sup>18)</sup>。

また、上述の事例はすべて、雇用主が希望する要件を満たしている、あるいは納得できる家事労働者が雇用できた事例であったが、すべての家事労働者が同様であるとは限らない。今回の聞き取りの中には、家事労働者の雇用でのトラブルに直面した人もおり、家事労働者の雇用を過度に絶賛したり奨励したりする香港社会の空気に対して、警笛を鳴らす声もあった。

(9) I さん (教師, フルタイム)<sup>19)</sup>: 雇用によるトラブルを通して家事労働者雇用のシステムについて深く考え

ることに

I さんには、未就学児の子どもが 2 人いるフルタイムの教師である。第一子を出産後、仕事復帰に際して、家事労働者の雇用を開始した。これまで、合計で、数名の家事労働者を雇用したが、雇用した数名ともに、何らかのトラブルが生じて、契約途中で、別の家事労働者に変更することになってしまったという。

I さんの最初の家事労働者は、I さんの家にある物品を盗難しては、外で転売を行い、それが発覚して解雇となった。次の家事労働者は、高学歴でかつ企業での仕事のキャリアがあったために、仕事の能力を評価しての雇用であったが、子どもの扱いに慣れておらず、子どもを放置したり、兄弟への対応に差をつけたりしたために、I さんは、何度も仕事の途中で様子を見に帰宅したり、改善してもらうように注意をするなど、努力を続けていたそうであった。しかしながら、改善どころか、子どもが言うことを聞かない時には叩いたり食事を与えなかったりするなどの虐待までしていることが発覚して、契約途中で打ち切ることとなった。I さんが最も重要であると考えていた子どもの世話やしつけを全く任せられないどころか、子どもにまで大きなダメージを残してしまったことに心が痛んだという。

現在の家事労働者は、上述の H さんと同様に、最初から、高額な賃金と、子どもの世話をきちんとしてもらうという条件を提示して、来てもらった人である。前任者が辞職してから、現在の人が決まるまでには時間がかかり、何ヶ月もの間 (2012 年 6 月~2013 年 8 月)、I さんは休職を余儀なくされることになった。

I さんは、現在の家事労働者については、前任者よりはマシだと感じてはいるものの、子どもに甘いものを際限なく食べさせたり、裸のまま放っておいたりするなどという場面を帰宅直後に目撃しており、決して満足できる人ではないと感じている。高い賃金を提示し、期待をして雇ったにもかかわらず、子どもに対するしつけや世話に関しては、まだまだ I さんを納得させられる人ではなかったということであった。

このような状況の時に、もし、親戚などのヘルプ要員を同時に確保できていれば、このような苦境の際に、大きな支えになったであろうと I さんは話す。しかし、親戚がみな海外にいる I さんの家族にとっては、そういう手段を使うこともできない。こういった場合を想定して、セーフティーネットとしてのヘルプ要員を、何らかの形で調達できなければ、香港で家事

労働者を雇うことに安心感を持つことができないことを、Iさんは強調していた。

また、これまで、家事労働者が短期間に何度も交代することによって、Iさんの子どもは混乱して、情緒が不安定になった時期もあったという。子どもへの悪影響が生じたことも、Iさんが家事労働者の雇用に警笛を鳴らす要因の1つとなっている。このように、理想的な家事労働者に出会えていないことは、現在、Iさんを含めた家族全員のストレスとなっており、「家事労働者の雇用という制度はいいものだ」などとは、決して声高々に言えない心境にあるという。

家事労働者の突然の辞職によって、次の人材をすぐに雇うことができず、仕事と家庭のとの両立に困難をきたしたのは、Iさんだけではなかった。

(10) Jさん（会社員、フルタイム）<sup>20)</sup>：頼りの家事労働者が突然入院し困り果てる

Jさんは、フルタイムの会社員である。会社までの通勤時間が長く、朝早く家を出るために、家事労働者には、小学生の子どもの送迎、朝食および弁当の準備、そして、帰宅後の宿題チェック、夕食の準備など、多くのことを任せなければならない状況であった。そのために、Jさんは、子育て経験があり、子どもに慣れている家事労働者を選んで雇っていた。（上述のDさんが、指示をしやすいという理由で、あえて年下の家事労働者を雇用したのとは異なり）Jさんは、子どもを任せる時間が長いために、人生経験が長く、落ち着いた雰囲気を持つ、年上の家事労働者を選んだという。

数年前、その家事労働者が、突然病気になり、長期の入院を余儀なくされたことがあった。その際、Jさんは、上述のIさんと同様、頼れる親戚が身近にいないために、誰も手伝ってくれる人がおらず仕事にも影響する事態に陥ってしまったという。家事労働者の入院が一時的なら、ヘルプ要員を時間単位で確保することは不可能ではなかったものの、家事労働者の病状が悪化し、結局は、別の人を雇用せざるをえない状況になってしまったそうであった。

頼りになるお手伝いさんを失ってしまい、途方にくれたJさんであったが、その後、エージェントを通して、次の人を探すも、すぐに納得できる人材が見つからず、見つかった後も、手続きなどで時間がかかり、次の人の雇用に至るまでの間は、夫と調整しながら、家にいる時間を捻出していたそうであった。その

間は、かなりのストレスとなり、Jさん自身も体調を崩したという。この一件で、いつでも、色々な事態を想定して、いつでもヘルプ要員を確保できる体制を整えておくことの大切さを実感したという。それと同時に、家事労働者雇用の制度も完璧ではないことを実感し、いつでもすぐにお手伝いさんが見つかるかと安易に考えてはいけない、と強調した。

一般的には、家事労働者を新規雇用する場合は、手続きなどの関係で、最低2ヶ月の時間が必要となる。よって、雇用している家事労働者が辞めることが事前に分かっている場合、多くの雇用者は、数ヶ月前から、次の家事労働者を探すのである。しかし、上述のIさんやJさんのように、家事労働者が突然辞めたり、辞めさせたりすることになった場合、お手伝いさん不在のブランクがどうしても開いてしまうため、たちまち雇用主の仕事にも支障をきたしてしまうのである。

上述のIさんは、香港社会が、家事労働者に頼りすぎているという構造であるとして、警笛を鳴らしている。Iさんは、保育所が充実していて、子どもを保育所に預けることができたなら、そもそも家事労働者を雇用することはなかったと話す。Jさんのケースを考えてみても、もし、小学校に学童保育などのシステムがあれば、問題がある程度解決できていた可能性は高いであろう。

現在、香港は慢性的な保育所不足であり、家事労働者を多く海外から受け入れることによって、共働き家庭の託児の問題が「表面的に」解決されているのである。その結果として、保育所などの託児施設の増設が急務とならないために、遅々として進んでいないのである。小学校でも学童保育のシステムは導入されていない。よって、託児施設の不足や、学童保育の欠如を補うために、更に多くの家事労働者が雇用されることになり、それが悪循環となっているといえる。

Iさんは、何度も、保育所の必要性および重要性を強調した。なぜなら、保育所には、家事労働者を上回るメリットが多いと感じるからである。例えば、保育士はそのためのトレーニングを受けた有資格者であるということ、費用の面においても保育所のほうが家事労働者に対する支出よりも少なく済むこと、保育士が病気になった場合でも、代替りの保育士がすぐに手配されるために、親としても託児に大きな困難や不安を感じることはないというのである。

また、Iさんは、自らの仕事における経験を振り返

って、保育所と同様に、育児休暇やフレックスタイムなどの、小さい子どもがいる母親を支援する制度が、香港では充実していないことも実感していた。結局は、そういった支援体制の欠如が改善されることがないまま、それらの問題を一時的にカバーするために、家事労働者の雇用が推進されているように感じている。

本章では、10名の共働きの雇用者のケースを紹介した。例えば、Aさんのように、雇用主と家事労働者との良好な関係が構築されており、子どもを信頼して任せられる状況にあるケースもあれば、その一方で、Iさんのように、家事労働者からの虐待や家事労働者の度重なる交代によって、子どもの情緒が不安定になってしまったマイナスのケースなど、状況も様々であった。たとえ、親が満足する優秀な家事労働者を雇用することができても、シンガポールの映画に出てきた小学生のように、お手伝いさんに頼りすぎて、自分のことが何もできなくなってしまうようになれば、本末転倒である。家事労働者の雇用の制度について、次の章では、メリットとデメリット双方の視点から、制度の改善の提案を試みたい。

## 6. むすびにかえて：

家庭における役割分担を認識し、  
何が重要かを再考すること

海外メディアなどでは、よく、香港やシンガポールの家事労働者の現地社会への貢献が取り上げられ、絶賛される傾向にある。しかしながら、上述のIさんやJさんのケースなどを見ると、単に、外国人家事労働者雇用のシステムを、女性の社会進出への後押しであるとか、共働き家庭の救世主であるなどとして、手放しで絶賛することには慎重にならなければいけないと考えさせられる。その背景にある社会問題、さらには、家事労働者雇用によるマイナスの影響についても目を向けなければならないということが、現在、我々が取り組むべき大きな課題であろうといえる。

家事労働者雇用制度自体を改革したり、その背景にある社会問題を抜本的に解決したりすることは、一朝一夕には難しいであろうが、こういった問題に目を向けることを忘れず、機会を探しては、こういった問題を提起していくことや、周囲に話し、この問題について認識を持つ人を増やすことが重要である。

同時に、今の自分たちができることと、目の前にあ

ることに対して、最善のことを考えていくことも重要である。家事労働者の雇用の方法を間違えると、親子関係および子どもの成長にもマイナスの影響をもたらすことになる。外国人家事労働者を雇用する際に起こりうるマイナスの影響を十分認識し、家庭での各自の役割をはっきりとしておく必要がある。

辛玉清氏は、外国人家事労働者を雇用することによる子どもへのマイナスの影響について、以下の3点を述べている：

- (1) 親が子どもの前で、些細なことに対しても過度に叱責すると、子どもは、相手の気持ちを考えることもせずに、家事労働者、家族、同級生、教師等にも同じように、命令口調で威張り散らすようになってしまう。
- (2) 親と家事労働者の関係が悪い場合、子どもが不安定になり混乱をきたし、大人の顔色ばかりを伺うようになることもある。
- (3) 家事労働者の権力が親よりも強くなりすぎると、親の権威が失われ、子どもは親の言うことを聞かなくなってしまう。子どもにとって、両者の役割の違いがわからなくなってしまう。

続けて、辛玉清氏は、マイナスの影響を避ける秘訣として、以下の8点を挙げている：

- (1) 親は親の役割を決して忘れてはならず、家事労働者はあくまでも「親の協力者」であることの認識を持つこと。
- (2) 親は責任と権力を持ち、家事労働者は親の指示に従って仕事をするということを認識すること。
- (3) 親は家事労働者とは、常によくコミュニケーションをとり、子どもの前で良い関係を築くこと。
- (4) 親は家のルールを決めておき、家族のメンバーと家事労働者がそれを守れるようにしておくこと。
- (5) 親は家事労働者に依頼し過ぎてはならず、親子関係を重視すること。
- (6) 家事労働者の権力が大きくなりすぎないようにすること。
- (7) 親はきちんとした態度で家事労働者に接すべきで、子どもの前で家事労働者を厳しく叱責しないこと。
- (8) 親は家事労働者の努力や協力に対して適度に褒めること。

親と家事労働者が良好な関係を構築していれば、子どもにも良い影響をもたらす。子どもは、親とお手伝

いさんとの関係を通して、「相手を尊重すること」、「相手に感謝すること」、「礼儀正しくすること」、「相手に心を配ること」を学ぶことができるのである。聞き取りのなかでも、実際に、辛玉清が提案する方法を実践をしている人もいたが、家庭にとって何が一番大切なのか、何を最も重視するのかということ、今一度、再考してみることが非常に重要である。

家事労働者に育てられた世代が、今後、親となり、また香港社会の中核をなす世代になっていく。同時に、女性の社会進出も更に進み、香港では、ますます、家事労働者は必要不可欠な存在として位置づけられるであろうと考えられる。女性の社会進出志向を手放しで喜ぶだけではなく、親、家庭を構成するメンバー、家事労働者が、家庭内での立ち位置および役割をきちんと見定めることが、現在、香港の家庭における重要な課題となっている。そして、家事労働者雇用の背景にある社会問題についても、常に目を向けていくことが、現在、我々が取り組むべき課題であろうといえる。

#### 参考資料（引用順）

- 合田美穂「香港における女性の労働力と外国人家事労働者」（ベネッセ・チャイルド・リサーチ・ネット「子ども未来紀行」、<http://www.blog.crn.or.jp/report/02/182.html>）
- 「2009年経済概況及2010年経済展望」、<http://www.hkeconomy.gov.hk/tc/pdf/box-09q4-c6-1.pdf>
- 「香港概況」、『香港政府一站通』、<http://www.gov.hk/tc/about/abouthk/facts.htm>
- Maggie Chan and Fredrick Lai, *Survey report on hardship & violations of employment contract terms encountered by foreign domestic workers in Hong Kong, Hong Kong, Caritas-Hong Kong.*
- 黄志勤等『外籍傭工在港工作境況調查報告書』、明愛亞洲外地勞工社會服務計劃、2001年。
- 陽光女傭中心『賓主兵團・家有外傭手冊』、壹出版有限公司、2008年。
- 康樂居僱用中心有限公司『完全僱用手冊套裝：百分百醒目標主：外傭管理實務指南』、經濟日報出版社、1998年。
- 忽然一周『家有外傭手冊』、壹出版有限公司、2008年。
- 映画「小孩不笨（邦題：僕バカじゃない）」（2001年）。

#### 注

- 1) 本研究は、ベネッセ・チャイルド・リサーチ・ネットの「子ども未来紀行」に掲載された拙文「香港における女性の労働力と外国人家事労働者」に、新たに多く聞き取り内容および事例を加えた上で、「外国人家事労働者を雇用することによる家庭への影響」、「その背景に見える問題」という視点から、再考察および再分

析を行なったものである。

- 2) 労働参加率とは、生産年齢人口に占める労働人口の割合のことである。生産年齢人口は、15歳から64歳までの人口を指し、この中で働く意思を持つ就業者と失業者の合計である労働人口がどのくらいかを表したものが労働参加率となる。15歳以上の働く意志のない病弱者、学生、専業主婦、定年退職者などは非労働力人口とされる。
- 3) 「2009年経済概況及2010年経済展望」、<http://www.hkeconomy.gov.hk/tc/pdf/box-09q4-c6-1.pdf>。
- 4) 同上。
- 5) 「香港概況」、『香港政府一站通』、<http://www.gov.hk/tc/about/abouthk/facts.htm>。
- 6) 香港における外国人家事労働者についての詳細は以下を参照：Maggie Chan and Fredrick Lai, *Survey report on hardship & violations of employment contract terms encountered by foreign domestic workers in Hong Kong, Hong Kong, Caritas-Hong Kong.*
- 黄志勤等『外籍傭工在港工作境況調查報告書』、明愛亞洲外地勞工社會服務計劃、2001年。
- 陽光女傭中心『賓主兵團・家有外傭手冊』、壹出版有限公司、2008年。
- 康樂居僱用中心有限公司『完全僱用手冊套裝：百分百醒目標主：外傭管理實務指南』、經濟日報出版社、1998年。
- 忽然一周『家有外傭手冊』、壹出版有限公司、2008年。
- 7) 筆者の辛玉清氏への聞き取りによる。（2013年9月30日）
- 8) 詳細は以下の映画を参照：「小孩不笨（邦題：僕バカじゃない）」（2001年）。
- 9) 筆者によるAさんへの聞き取り（2013年11月1日）。
- 10) 筆者によるBさんへの聞き取り（2013年7月13日）。
- 11) 筆者によるCさんへの聞き取り（2013年8月13日）。
- 12) 筆者によるDさんへの聞き取り（2013年9月21日）。
- 13) 筆者によるEさんへの聞き取り（2013年6月6日）。
- 14) 香港では、雇用主と家事労働者との線引きを明確にするために、雇用主と家事労働者は、外食の時などの特別な場合を除き、基本的には食卓を同じくしないことが多い。今回の聞き取りでも、家事労働者と食卓をともにしている家庭はほとんど無かった。
- 15) 筆者によるFさんへの聞き取り（2013年6月4日）。
- 16) 筆者によるGさんへの聞き取り（2013年9月12日）。
- 17) 筆者によるIさんへの聞き取りにおいて、Iさんの知人であるHさんの事例を聞かせていただいた（2013年10月29日）。
- 18) 近年、日本のテレビ番組で、香港人の若者が「我が家のおふくろの味は、出前一丁」と話すのが紹介され

ていたが、簡単な割においしい日本のインスタントラーメンが、忙しい香港人家庭では人気なのである。また、日本と比較すると、香港人は外食に慣れており、軽食が簡単に取れる食堂も多く、朝食は、職場の近くの香港式食堂（軽食屋）を利用する会社員、学食を利用する大学生も多い。そういう背景から、家庭料理を重視する傾向は日本よりは薄く、家で日本のインスタントラーメンを食べたり、外食をしたりすることは、かなり普遍的な現象になっている。このように、家庭

料理を重視しなくなっていることと、優秀なお手伝いさんがいれば子どものしつけや教育を任せてもいいという考えが生まれてきていることとは、あながち無関係であるとはいえないだろう。

19) 筆者による I さんへの聞き取り (2013 年 10 月 29 日)。

20) 筆者による J さんへの聞き取り (2010 年 8 月 16 日)。